業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年11月17日開催 全国地方銀行協会/ 令和3年11月18日開催 第二地方銀行協会]

1. 事業者支援について

○ 感染の落ち着きにより経済活動は徐々に再開されてきたが、事業者の状況については、引き続き、売上の回復スピードは緩やかであるといった、厳しい見方も聞かれている。政府では、まもなく経済対策を策定し、事業者への支援を行っていくが、地域経済と事業者の状況を丁寧に把握し、最適な支援を行っていただきたい。

〇改めて、

- コロナの影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を徹底すること、
- ・ 事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等を、スピード感をもって 進めること

をお願いしたい。

- 〇 また、こうした観点から、実効性のある事業者支援の態勢を各地域で構築・ 強化するため、財務局において、都道府県ごとに事業者支援にあたっての課 題と対応策を、金融機関、信用保証協会、地方公共団体、中小企業再生支援 協議会などの地域の関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」 を推進している。
- 〇 現在、各財務局において同プロジェクトの中で事業者支援に関する現状と 課題の把握を進めているところ、地域によって様々な課題が存在するが、関係者からは、例えば、「業況が悪化する前のより早い段階から、金融機関と支援機関が連携し、事業者を支援していくことが重要」、「支援機関の支援メニューが金融機関等に浸透していない」、「個々の事業者支援に関し、関係機関の担当者が実務的な議論をする場があると有難い」などの意見をいただいている。こうした意見を踏まえながら、関係機関と連携し、必要な改善策を実

施するなどの対応策を検討してまいりたい。

○ 地域の関係者と連携して、より多くの事業者に対する支援が可能となるよう、事業者支援に向けた取組みを進めていただきたい。

2. 地方税用QRコードの導入について

- 〇 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)において、地方税等の収納手段の効率化・電子化を加速する観点から、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和5年度課税分から当該QRコードの活用を開始できるよう措置するとされている。
- このQRコード導入は、我が国における経済社会活動全般のデジタル化の 推進に係る重要な取組みの1つであり、また、預金取扱金融業界全体として 強く要望してきたものであることを踏まえ、令和5年度からのQRコードの 活用開始に間に合うように着実に準備を進めていただきたい。
- 協会においては、責任を持って業界団体としての役割を果たすべく、会員 金融機関の準備状況をしっかりとフォローするなど、銀行業界全体として対 応に遺漏なきよう努めていただきたい。また、金融庁としても、金融機関の 取組みを確認し、対応を促してまいりたい。

3. 還付金詐欺被害の増加について

- 新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、在宅の機会が増えたことに乗じた還付金詐欺などの被害が増加する中、各行において、70歳以上の顧客について ATM における振込限度額を設定するなど、被害の拡大防止に向けた取組みを実施しているものと承知。
- 〇 しかしながら警察庁の統計によれば、令和3年に入ってから、還付金詐欺 の認知件数・被害金額が増加しており、特に 60 代後半の高齢者を狙った還 付金詐欺が急増している。

〇 こうした犯罪被害の発生を防止するため、前述の被害状況を踏まえた預金者の啓発・注意喚起や、ATM 周辺での携帯電話の利用自粛といった取組みを通じて、引き続き、預金者の保護に向けた取組みを検討・実施していただきたい。

4. 電話転送サービスを悪用した不正送金について

- 通信事業者の提供する電話転送サービスを悪用し、銀行が本人確認のために用いる IVR 認証を不正に利用する手口が確認されている。
- 関係省庁の協力・申入れもあって、現在、複数の通信事業者において、こうした電話転送サービスの悪用防止に向けた検討を進めているところ。
- これまでに確認されてきた不正送金などの手口も踏まえ、例えば、IVR 認証と SMS 認証を併用したセキュリティの高度化を図るなど、いま一度、不正送金の防止に向けた対策の強化を検討いただきたい。

5.「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」第4回の概要 について

- 〇 10月25日、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」第 4回会合が開催され、事業成長担保権(仮称)の具体的な活用事例や、制度 設計上の論点などについて議論された。
- 事業成長担保権(仮称)は、既存の不動産担保などの実務を否定するものではなく、あくまで事業者支援における追加的な選択肢である。今回、活用のイメージについても具体的なものが示されたので、各金融機関に丁寧に説明をしてまいりたい。
- 今回の議論を踏まえ、「論点整理」の改訂版を作成・公表し、法務省法制審議会担保部会における議論を強力に後押ししていく。今回の「論点整理」は、寄せられた様々な意見を整理して掲載したものであり、具体的な方向性は今後の議論の中で固められていくことになる。より良い実務の発展に向けて、

引き続き、忌憚のない意見をいただきたい。

6. REVICareer(レビキャリ)の積極的な活用について

- 〇 金融庁は、令和2年度より「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始。大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援している。
- 10月1日より、地域経済活性化支援機構 (REVIC) に整備する大企業人材 の情報登録システム (通称「REVICareer (レビキャリ)」) が本格稼働を開始。
- 有料職業紹介事業の許可を受けている地域金融機関等が、大企業人材リストを閲覧することが可能となり、10月以降、多くの地域金融機関からレビキャリの利用申込をいただいており、協力に感謝申し上げる。
- 年明けからは、地域金融機関が地域企業の求人情報をアップロードし、それを大企業が閲覧する機能がシステムに追加される予定。大企業からは、地域企業の求人ニーズを具体的に知ることができれば、社内での登録呼びかけをしやすくなるという意見もいただいている。将来的には、求人情報を閲覧した大企業側から地域金融機関へのアプローチも期待できると考えている。11 月末には具体的な手続きについての説明会を行う予定としており、求人情報の積極的な登録に協力いただきたい。
- レビキャリを積極的に活用いただきながら、人材マッチングも含めた地域 企業の経営課題解決支援等に取り組んでいただきたい。

7. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

- 〇 3月末時点での障がい者等に配慮した取組状況について、アンケート調査 結果を11月5日に公表した。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続きに関する社内規 定について整備いただいているところであるが、金融庁の金融サービス利用 者相談室に寄せられた相談内容の中には、自筆困難者等からの代筆の依頼を

拒否した事例が見られる。

- 〇 現場職員へ代読・代筆の規定等を浸透させるため、障がい者対応研修等の機会を通じて職員の対応力向上に努めていただきたい。また、顧客周知の観点から、支店窓口において代読、代筆、筆談、手話対応を可能とする旨の表示に努めていただきたい。
- また、7月から「日本財団電話リレーサービス」により公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されたため、当該サービスの活用も検討いただきたい。
- その他の項目においてもアンケート結果を参考にし、障がい者等の利便性 向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

(参考) アンケート結果概要(令和3年3月末時点)

①地方銀行等

- ・ 視覚障がい者対応 ATM の設置率 (全 ATM のうち視覚障がい者に対応している ATM の割合) は、 預金取扱金融機関全体で 92.2% (地方銀行等は 86.9%)
- ・ 代読の手続に関する内規の整備状況は全体で 97.6% (地方銀行等は 100%)
- ・ 預金取引における代筆手続に関する内規の整備状況は全体で 99.6% (地方銀行等は 100%)
- ・ 社内研修等の職員の障がい者等対応力向上のための取組を実施している先は全体で 76.6% (地 方銀行等は 92.1%)
- ・窓口において代読・代筆、筆談又は手話対応を可能とする旨の表示を行っている先は全体で 67.3%(地方銀行等は73.0%)
- ・ 聴覚障がい者からの連絡について、電話リレーサービスを用いた連絡に対応している先は全体で 8.9% (地方銀行等は 11.1%)

②第二地方銀行

- ・ 視覚障がい者対応 ATM の設置率 (全 ATM のうち視覚障がい者に対応している ATM の割合) は、 預金取扱金融機関全体で 92.2% (第二地方銀行は 87.8%)
- ・ 代読の手続に関する内規の整備状況は全体で 97.6% (第二地方銀行は 94.7%)
- ・ 預金取引における代筆手続に関する内規の整備状況は全体で 99.6% (第二地方銀行は 100%)
- ・ 社内研修等の職員の障がい者等対応力向上のための取組を実施している先は全体で 76.6% (第 二地方銀行は 78.9%)
- ・窓口において代読・代筆、筆談又は手話対応を可能とする旨の表示を行っている先は全体で

67.3% (第二地方銀行は71.1%)

・聴覚障がい者からの連絡について、電話リレーサービスを用いた連絡に対応している先は全体で8.9%(第二地方銀行は2.6%)

8. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表等について

- 〇 11月10日、金融庁ホームページにて、9月に続き、「金融事業者リスト」を公表した。リストへの掲載対象は、顧客本位の業務運営に関する原則を採択した金融事業者でリストへの掲載を希望する旨の報告(9月30日期限)があった先のうち、原則の各項目と各金融事業者の取組方針との対応関係が明確であることが確認できた先のみとなる。
- 〇 9月の意見交換会で申し上げた通り、「金融事業者リスト」の作成は、昨年8月の金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書の提言を踏まえている。金融事業者からの報告内容をみると、取組状況を検証、評価するのに役立つ事例も見受けられる。
- 具体的には、例えば、「顧客にふさわしいサービスの提供(原則6)」におけるアフターフォローなどのサービスに関して、「定期的」や「丁寧」などといった抽象的・主観的な表現ではなく、どのような場合に実施するか・目的・内容等を具体的・定量的に示しているもの、更には、「動機づけの枠組み等(原則7)」について、業績評価の項目として、単に「顧客本位に資する」といった抽象的な説明ではなく、具体的な評価項目を示しているものがある。
- 他方で、引き続き、「見える化」の施策が顧客向けであることが必ずしも 理解されていないと見受けられる先もある。
- 金融庁としては、取組状況のモニタリングも含め、金融事業者と対話を 行い、好事例の公表を行う予定である。各金融機関においては、来年に向 けて取組方針に基づく取組状況の整理を意識して対応していただきたい。

9.「金融サービスの提供に関する法律」の施行について

- 11月1日より、「金融サービスの提供に関する法律」が施行され、1つの 登録で、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービス仲介を行うことが 可能となる「金融サービス仲介業」が開始され、既に2社が登録されてい る。
- 金融庁としては、本制度の創設により、多種多様な金融サービスの提供が進み、利用者の利便性がより一層向上することを期待しているところ、各金融機関においても、
 - ビジネス範囲を拡大するために、新たに金融サービス仲介業を利用することや、
 - 自らが取扱う金融商品の販売チャネルの拡大や利用者利便の向上を図る 観点から、金融サービス仲介業者との連携を進めていくこと

を検討するなど、本制度を活用いただきたい。

|10. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について|

<第二地銀協のみ>

≪継続的な顧客管理について≫

- 継続的顧客管理については、マネロンガイドラインでも対応すべき事項 の1つとして、2024年3月末までに態勢整備をお願いしている。
- 3月に金融庁が公表した「マネロンガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ)」において、リスクに応じた簡素な顧客管理 (SDD) という考え方を示しているが、その内容について、わかりづらいとの声があることは承知している。
- 〇 そのような声を踏まえ、現在、SDD について、よりわかりやすくお示しできないか検討を行っているところ。

≪マネロン広報について≫

- 金融庁としても、政府広報含め、各業界団体と連携して、国民の皆様 に、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて広報活動等を 行う予定である。
- 広報についても、金融業界から、より広く国民へ周知してほしいとの声があることから、その意見を踏まえ、今後の広報活動等について検討してまいりたい。

11. マイナンバー告知義務に係る経過措置終了後の取扱いについて

- 証券口座については、税法において、顧客にマイナンバーの告知義務が課されているところ、2016 年より前の既存顧客については、2021 年末まで告知義務を猶予する経過措置が講じられている。
- この経過措置が終了することとなるが、顧客に対し、引き続き、マイナン バーの告知は法律で定められた義務であることを説明の上、マイナンバーの 提供を求めていただきたい。
- ただし、経過措置終了後であっても、法令に根拠となる規定がない場合、 顧客からのマイナンバーの提供がないことのみをもって手続自体を制約する必要はない。
- 今後、以上の事項に関して、関係業界団体等に対し周知依頼を発出予定であり、ご対応をお願いしたい。

|12. マイナンバーカードの積極的な取得促進について

○ マイナンバーカードについて、11月1日時点のデータによると、交付枚数は5,000万枚弱、人口に対する割合は39.1%まで増加している。カード普及に当たり様々な協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げたい。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2020年11月 → 2021年11月) 交付枚数:約2,777万枚 →約4,995万枚 (対前年+約80%) 人口に対する交付枚数率:21.8% →39.1%

○ 今般、健康保険証利用の本格運用が始まったこと、マイナポータルで特定 検診情報等が閲覧可能となったこと、マイナンバーカードを用いて電子版の 新型コロナワクチン接種証明書が取得できるようになることなど、カード取 得のメリットがさらに拡大することを踏まえ、デジタル庁より各業所管省庁 に対し、改めてカード普及への協力要請があった。これを受け、金融庁から も金融業界に対し、改めてカードの更なる普及に向けた協力依頼を発出する 予定。政府としては、今後とも、カードの機能強化や、更なる普及に向けた 取組みを進めていくところ、引き続き、積極的なカードの取得促進への協力 をお願いしたい。

(参考) マイナンバーカードの機能強化に関して検討されている事項

- ・ マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載(技術検証を実施中)
- ・ 運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化(調査研究を実施中)
- ・ マイナポータルなどの UI・UX の最適化

13. 10 月開催の G20 の成果物について

- 10 月に開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議及び首脳会議について、主要な成果である
 - ①サステナブルファイナンス、
 - ②クロスボーダー送金の改善、
 - ③FATF における暗号資産・ステーブルコインを巡る議論及び
 - ④ノンバンク金融仲介

を紹介したい。

- **≪①サステナブルファイナンス≫**
- G20 傘下に設置されている G20 サステナブルファイナンス作業部会(SFWG)

が策定した「G20 サステナブルファイナンスロードマップ」及び「統合レポート」が承認された。ロードマップでは、気候と持続可能性に関する SFWG の今後複数年にわたる作業計画等が示されている。

- 具体的な項目として、わが国が主張してきたトランジションファイナンス、 すなわち、脱炭素化に向け、グリーンかグリーンでないかという二元論でな く、排出削減が難しいセクターの着実な移行を支援する取組みの必要性が広 く認識された。今後 SFWG がトランジションファイナンスに関するハイレベ ル原則を策定する予定。
- 今後の課題として、サステナブルファイナンスの対象を気候変動だけでなく、生物多様性や社会問題にも徐々に広げることの重要性が、G20で共通の認識となっている。10月31日に公表されたG20ローマ首脳宣言においては、特に生物多様性などに関する財務情報開示の作業の重要性が認識されている。このほか、COP26 や、生物多様性に関して気候変動と同様に定量的な目標設定などを目指す国際会議(COP15)についても、その議論をぜひフォローしていただきたい。

≪②クロスボーダー送金の改善≫

- クロスボーダー送金の改善については、費用・速さ・透明性・アクセスの 4つの課題の対処に向けた定量目標が承認され、2027年末までにグローバル な平均送金コストを1%以下に引き下げることを目指す等、野心的な目標と なっている。まずは目標のモニタリングに必要なデータの収集方法等につい て日本銀行や民間決済事業者等と議論を行うなど、実現に向けて公的部門と 民間部門の連携を進めていきたい。
- ≪③FATF における暗号資産・ステーブルコインを巡る議論≫
- 〇 FATF における暗号資産・ステーブルコインを巡る議論については、「2回目の12ヵ月レビュー報告書」(21年7月公表)及び「改訂暗号資産ガイダンス」(21年10月公表)の2つが公表された。前者の報告書は、特に暗号資産(と暗号資産交換業者)に係る FATF 基準の早期実施を求めている。これを踏まえ、後者のガイダンスは、ステーブルコインが FATF 基準の対象であること等を明記している。したがって、例えば本邦金融機関がステーブルコイ

ンを取り扱う場合には、当然、FATF 基準の遵守が必要となり、本報告書及びガイダンスに沿った対応が期待されることとなる。なお、金融庁は、FATF においてこれらを担当するコンタクト・グループの共同議長として作業に貢献した。

≪4ノンバンク金融仲介≫

○ ノンバンク金融仲介(NBFI)については、新型コロナウイルス感染症の拡大による昨年3月の市場の混乱を踏まえ、金融安定理事会(FSB)及び証券監督者国際機構(IOSCO)をはじめとする各基準設定主体において分析作業が進められ、G20 首脳会議に進捗報告書が提出された。関連して、マネー・マーケット・ファンド(MMF)に関する政策オプションを示す最終報告書も公表されている。

≪G20/0ECD コーポレートガバナンスコードの見直し≫

○ G20の財務大臣・中銀総裁及び首脳からは、G20/OECD コーポレートガバナンスコードの見直しへの期待が示された。コロナ後を見据えた経済回復に資する重要な作業であり、今後の企業運営に大きく関係するため、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

14. COP26 の議論・成果物について

- 〇 10月31日から11月13日に開催されたCOP26(気候変動枠組条約締約国会議)について紹介したい。
- 〇 首脳級、大臣級、様々な会合が開催されたが、特に、11月3日、開催国である英国が「Finance Day」と定め、行われた議論内容について共有したい。 各国政府・団体主催の会議が行われ、気候変動問題へ対処するための公的・ 民間資金の役割について議論された。主な項目は2点あり、
 - 一点目として、IFRS 財団の傘下でサステナビリティ開示の基準を策定予定の国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board)の設置が公表され、日本を含む各国政府や各基準設定主体が歓迎の意を表明した。

- ・ 二点目として、民間セクターでの取組みとして、マークカーニー前イングランド銀行総裁が議長を務め、日本の金融機関も参加している GFANZ (The Glasgow Financial Alliance for Net Zero) の活動報告も行われた。民間資金の一層の拡大は、新たな産業・社会構造への転換を促すために不可欠なものである。こうした民間部門の取組みについて、今後連携させていただけると幸い。
- 今後、COP26 での議論を受けて、2050 年ネットゼロに向けた官民の具体的な対策は実装段階に入っていく。金融庁としては、①排出削減が難しいセクターの着実な移行、すなわちトランジションファイナンス、②生物多様性などの気候変動以外のテーマの扱いについて、引き続き、各金融機関と連携して取り組んでまいりたい。

(以上)